

津市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項、第4項、第5項及び第7項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年12月3日

津市監査委員 渡 邊 昇
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 横 山 敦 子
津市監査委員 宇 陀 照 良

第1 監査の対象部局等

- 1 地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく監査（以下「定期監査及び行政監査」という。）

定期監査及び行政監査の対象部局等（平成24年4月から同年9月までに監査を実施したものに限り。）は、次のとおりである。

(1) 部局

ア 農林水産部（農林水産政策課、農業共済室、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）

イ 農業委員会事務局

(2) 市立保育所

ア 新町保育園

イ 雲出保育園

ウ 北部保育園

エ 川合保育園

オ 白山保育園

(3) 市立学校・市立幼稚園

ア 市立小学校

(ア) 育生小学校

(イ) 神戸小学校

(ウ) 一身田小学校

(エ) 片田小学校

(オ) 成美小学校

- (カ) 黒田小学校
- (キ) 千里ヶ丘小学校
- (ク) 辰水小学校
- (ケ) 草生小学校
- (コ) 香良洲小学校
- イ 市立中学校
 - (ア) 橋北中学校
 - (イ) 西橋内中学校
 - (ウ) 橋南中学校
 - (エ) 南郊中学校
 - (オ) 西郊中学校
 - (カ) 一身田中学校
 - (キ) 豊里中学校
 - (ク) 南が丘中学校
 - (ケ) 久居中学校
 - (コ) 久居西中学校
 - (サ) 久居東中学校
 - (シ) 朝陽中学校
- ウ 市立幼稚園
 - (ア) 育生幼稚園
 - (イ) 蜜柑山幼稚園
 - (ウ) 上野幼稚園
 - (エ) みさと幼稚園
 - (オ) 草生幼稚園
 - (カ) 香良洲幼稚園

2 地方自治法第199条第5項に基づく監査（以下「随時監査」という。）
随時監査の対象は、平成24年4月現在施工中の次の工事（繰越明許費に係る工事）である。

- (1) 平成23年度下建公補第3号 野村第2調整池築造工事（工事場所：津市久居野村町地内 所管部局：下水道部下水道建設課）
- (2) 平成23年度林振災補第4号 林道杉線災害復旧工事（工事場所：津市美杉町川上地内 所管部局：農林水産部林業振興室）

3 地方自治法第199条第7項に基づく監査（以下「財政援助団体等監査」という。）

財政援助団体等監査の対象としたのは、次のとおりである。

(1) 財政援助団体の監査

- ア 津市スポーツ少年団本部（財政援助の内容：津市スポーツ少年団本部活動等支援事業補助金の交付 所管部局：スポーツ文化振興部スポーツ振興課）
- イ 財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター（財政援助の内容：財団法人伊勢湾海洋スポーツセンター活動等支援事業補助金の交付 所管部局：スポーツ文化振興部スポーツ振興課）
- ウ 財団法人三重県武道振興会（財政援助の内容：財団法人三重県武道振興会活動等支援事業補助金の交付 所管部局：スポーツ文化振興部スポーツ振興課）
- エ NPO どんど（財政援助の内容：津市子育て・子育て応援チャレンジプラザ事業補助金及び久居地域子育て広場事業補助金の交付 所管部局：健康福祉部こども総合支援室及び久居総合支所福祉課）
- オ 社会福祉法人三重清暉会（すばる児童館）（財政援助の内容：児童福祉施設併設型民間児童館事業費補助金及び児童館活動事業費補助金の交付 所管部局：健康福祉部こども総合支援室）
- カ 中勢森林組合（財政援助の内容：森林整備地域活動支援交付金の交付 所管部局：農林水産部林業振興室）
- キ 雲出地区放課後児童クラブASKIDSくらぶ（財政援助の内容：津市放課後児童クラブ運営費補助金の交付 所管部局：教育委員会事務局生涯学習課）
- ク 高茶屋地区放課後児童クラブさくら会（財政援助の内容：津市放課後児童クラブ運営費補助金の交付 所管部局：教育委員会事務局生涯学習課）
- ケ 藤水地区放課後児童クラブ藤っ子会 藤（財政援助の内容：津市放課後児童クラブ運営費補助金の交付 所管部局：教育委員会事務局生涯学習課）
- コ 藤水地区放課後児童クラブ藤っ子会 水（財政援助の内容：津市放課後児童クラブ運営費補助金の交付 所管部局：教育委員会事務局生涯学習課）

サ 栗葉放課後児童クラブ（財政援助の内容：津市放課後児童クラブ運営費補助金の交付 所管部局：教育委員会事務局生涯学習課）

シ 香良洲放課後児童クラブなかよしキッズ（財政援助の内容：津市放課後児童クラブ運営費補助金の交付 所管部局：教育委員会事務局生涯学習課）

（２）出資団体の監査

ア 津市土地開発公社（所管部局：政策財務部財産管理課）

イ 社会福祉法人津市社会福祉事業団（所管部局：健康福祉部福祉政策課）

ウ 中勢森林組合（所管部局：農林水産部林業振興室）

エ 久居都市開発株式会社（所管部局：都市計画部都市整備課）

（３）指定管理者の監査

ア 津市雲出市民センター運営委員会（所管部局：市民部市民交流課）

イ 特定非営利活動法人津市NPOサポートセンター（対象施設：津市市民活動センター 所管部局：市民部対話連携推進室）

ウ わかすぎの里管理組合（所管部局：白山総合支所地域振興課）

エ 美し郷霧山施設管理運営協議会（所管部局：美杉総合支所地域振興課）

オ ヒストリーパーク塚原管理運営協議会（所管部局：美杉総合支所地域振興課）

カ 一身田寺内町の館運営委員会（所管部局：教育委員会事務局生涯学習課）

キ 美し郷霧山施設管理運営協議会（対象施設：津市美杉ふるさと資料館 所管部局：教育委員会事務局生涯学習課）

第２ 監査の対象年度及び事項

監査の対象年度及び事項は、次のとおりである。

１ 定期監査及び行政監査

平成２４年８月以前に監査を実施した市立保育所及び市立学校・市立幼稚園については、原則として平成２３年度の財務及び事務の執行を対象とし、同年９月以降に監査を実施した農林水産部及び農業委員会事務局については、原則として平成２４年度の財務及び事務の執行を対象とした。

2 随時監査

監査対象工事に係る財務の執行を対象とした。

3 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

主に平成20年度から平成22年度までの市の財政援助に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

(2) 出資団体の監査

主に平成20年度から平成22年度までの出資団体における出納その他の事務の執行を対象とした。

(3) 指定管理者の監査

主に平成21年度から平成23年度までの指定管理に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

第3 監査の期間

監査の期間は、平成24年4月9日から同年11月22日までである。

第4 監査の方法

監査の方法は、監査の種別ごとに主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

また、随時監査にあつては、所管部局から提出を受けた資料のほか、設計方針、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の関係書類を調査するとともに、現地調査を実施し、所管部局の職員及び工事請負業者に説明を求めた。

なお、工事技術調査業務を社団法人大阪科学技術振興協会に委託し、その調査報告書を参考とした。

1 定期監査及び行政監査

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

2 随時監査

- (1) 仕様書、図面及び設計図書は、適切に作成されているか。
- (2) 積算の数量及び金額は、正確で、算出根拠は、明確となっているか。
- (3) 施工計画は、適切に作成され、工程管理は、適切に行われているか。
- (4) 各種検査、材料試験等は、適切に行われ、記録は整備・記帳されているか。
- (5) 現場の安全管理及び現場周辺への安全対策は、適切に行われているか。

3 財政援助団体等監査

(1) 財政援助団体の監査

ア 財政援助団体関係

- (ア) 補助金等交付対象事業は、事業計画、補助金等の交付条件に従って実施されているか。
- (イ) 補助金等に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 補助金等充当経費の内容確認、交付条件の履行確認及び補助効果の検証は、適正に行われているか。
- (イ) 補助金等の額は、経済的に妥当なものとなっているか。

(2) 出資団体の監査

ア 出資団体関係

- (ア) 経営成績及び財政状態は良好か。
- (イ) 会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。
- (ウ) 関係諸帳簿及び支払証書は、適正に整備・記帳されているか。

イ 所管部局関係

出資団体の経営成績等を十分に把握し、必要に応じて、出資者として適正に権利を行使しているか。

(3) 指定管理者の監査

ア 指定管理者関係

- (ア) 指定管理は、条例、協定書等の規定に基づき、適正かつ効率的に行われているか。
- (イ) 指定管理に係る会計処理及び財産管理は、適正に行われているか。

イ 所管部局関係

- (ア) 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。

(イ) 指定管理者に対し適時に報告を求め、必要に応じて、調査し、又は指示を行っているか。

第5 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

1 定期監査及び行政監査

(1) 農林水産部（農業基盤整備課）

平成23年度の津市土地改良事業団体協議会事業補助金について、当該補助金の補助率は、総事業費の2分の1以内とされているが、実際には総事業費に2分の1を乗じて得た額よりも28,102円多い額で交付していたことから、当該差額分の交付確定は適正ではなく、所要の是正措置を講じるとともに、補助金の交付確定に当たっては、適切な事務処理に努められたい。

(2) 市立学校

市立学校における劇物・毒物の管理について、適切に行われていたものがあつた一方で、一部の市立学校において、使用量と残量の整合性が取れていないもの、薬品番号や薬品名が記載されていないもの、また、管理記録簿の確認者欄には管理職が残量を確認して押印することとなっている中で他の教諭が押印しているものなどの不備が見られた。

このことから、当該市立学校を所管する教育委員会事務局にあっては、各市立学校における劇物・毒物の管理が徹底されるよう適切な措置を講じられたい。

2 財政援助団体等監査

(1) 出資団体の監査

社会福祉法人津市社会福祉事業団(所管部局：健康福祉部福祉政策課)

出資団体の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

ア 出資団体の概要(注)

資本金			3,000,000円	
市の出資の状況	出資額	3,000,000円		
	出資比率	100.0%		
主な業務の内容	津市が設置した社会福祉施設の指定管理者として施設の管理運営に関する業務			
財務の状況	資産	417,342,376円		
	負債	171,824,453円		
	純資産	資本金	3,000,000円	
		剰余金	242,517,923円	
	負債・純資産合計	417,342,376円		
損益の状況	営業利益	31,108,894円		
	経常利益	31,267,645円		
	当期純利益	30,928,069円		

(注) 出資団体の概要は、所管部局が提出した監査資料及び平成22年度(平成22年4月1日～平成23年3月31日)の収支決算書を参考にまとめたものである。

イ 指摘事項

社会福祉法人津市社会福祉事業団(以下「事業団」という。)は、本市が設置した社会福祉施設の管理運営を目的とし、昭和54年に設立され、現在11施設の指定管理を行っている。

事業団の平成23年3月31日現在の貸借対照表を見ると、純資産の利益剰余金として施設整備等積立金76,636,228円を保有しているが、施設整備等積立金については、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(厚生労働省通知)において、長期的に安定した経営を確保するため将来発生が見込まれる経費として、使用計画を作成の上、積み立て、次年度以降の当該施設の経費に充てることができることとされている。

このことから、施設、設備器具等の維持管理に関しては、本市と指

定管理者である事業団の役割分担を考慮の上、施設整備等積立金の使用計画を作成の上、積立金が適切かつ有効に利用されるよう努められたい。

(2) 指定管理者の監査

ア 津市雲出市民センター運営委員会(所管部局：市民部市民交流課)

指定管理の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 指定管理の概要(注)

施設の名 称	津市雲出市民センター
施設の設置目的	住民相互の連帯意識の高揚を図り、住民の地域活動の拠点として、健全な地域社会の形成に寄与する
指 定 管 理 者	津市雲出市民センター運営委員会
主な指定管理業務の内容	センターの使用の許可及び施設、設備器具等の維持管理に関する業務

(注) 指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

(イ) 指摘事項

津市雲出市民センターは、公の施設としての存続が必要なものとして、また、市民サービスの質的向上や経費の節減など、効果的な施設運営が期待できるものとして、指定管理者制度を導入しているが、本市は指定管理料として、毎年約1,900万円を津市雲出市民センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)に支出し、その経費は運営委員会の歳入総額の約95パーセントを占めている状況である。

本市において指定管理者制度を導入している公の施設の中には指定管理料を支出せず、指定管理者の自主財源のみで運営しているものもある中で、より効率的・効果的な施設の維持管理を行う観点から、運営委員会にあっては、さくらまつり、生活フェア等の自主事業に対しては参加費の負担を求めるなど歳入の確保について検討するとともに、所管部局にあっては、浴室施設の利用料金の設定をはじめとした当該浴室施設の在り方について検討されたい。

イ 特定非営利活動法人津市NPOサポートセンター(所管部局:市民部
対話連携推進室)

指定管理の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 指定管理の概要 (注)

施設 の 名 称	津市市民活動センター
施設の設置目的	不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とした住民による自主的で営利を目的としない活動を支援するとともに、住民による積極的な交流の場として供し、地域社会の健全な発展の促進及び住民の福祉の増進を図る
指 定 管 理 者	特定非営利活動法人津市NPOサポートセンター
主 な 指 定 管 理 業 務 の 内 容	センターの使用の許可及び施設、設備器具等の維持管理に関する業務

(注) 指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

(イ) 指摘事項

a 基本協定書等に係る報告について

特定非営利活動法人津市NPOサポートセンター（以下「センター」という。）は、基本協定書及びその仕様書の定めるところにより、業務の実施状況、利用状況、利用料金の収入実績、経費の収支状況のほか、市所有の物品現在高について本市に報告する必要があるが、これを報告していなかったため、所管部局にあっては、センターに対し、報告の徹底を指導されたい。

b 利用料金の減免の取扱いについて

施設を使用する場合の利用料金について、センターは、利用料金減免申請書の提出を受けずに、その利用料金を免除していたが、津市市民活動センターの設置及び管理に関する条例第19条において、社会貢献活動を行う団体が使用するとき等に該当すると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる旨が定められている趣旨を踏まえ、減免の対象となる団体等が当該施設の使用許可を申請する際には、利用料金減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断するよう是正されたい。

ウ 美し郷霧山施設管理運営協議会（所管部局：美杉総合支所地域振興課）

指定管理の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

（ア）指定管理の概要（注）

施設 の 名 称	津市美し郷霧山
施設の設置目的	都市との交流を深めながら地域の活性化を図り、もって市勢の振興に資する
指 定 管 理 者	美し郷霧山施設管理運営協議会
主 な 指 定 管 理 業 務 の 内 容	霧山施設の使用の許可及び施設、設備器具等の維持管理に関する業務

（注）指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

（イ）指摘事項

津市美し郷霧山内簡易宿泊施設の使用について、美し郷霧山施設管理運営協議会は許可申請書の提出を受けず、また、許可書を交付せず、その使用を許可していたが、津市美し郷霧山の設置及び管理に関する条例施行規則第5条においては、使用許可を受けようとする者は、許可申請書を指定管理者に提出しなければならない旨が定められ、また、同規則第6条においては、申請により使用を許可したときは、許可書を交付するものとする旨が定められていることから、同規則に基づき適切に事務を執行されたい。

エ ヒストリーパーク塚原管理運営協議会（所管部局：美杉総合支所地域振興課）

指定管理の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

（ア）指定管理の概要（注）

施設 の 名 称	津市ヒストリーパーク塚原
施設の設置目的	本市の自然環境資源等を活用することにより、都市との交流を深めながら地域の活性化を図り、地域の振興に資する
指 定 管 理 者	ヒストリーパーク塚原管理運営協議会
主 な 指 定 管 理 業 務 の 内 容	ヒストリーパークの使用の許可及び施設、設備器具等の維持管理に関する業務

（注）指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたもの

である。

(イ) 指摘事項

基本協定書の第18条において、ヒストリーパークの管理及び運営に当たり、津市の責めに帰することができない事由によって生じた損害や、ヒストリーパーク塚原管理運営協議会（以下「協議会」という。）が第三者に与えた損害は、協議会の負担とすることとなっている。

一般的に公の施設における損害について、市が国家賠償法上の損害賠償責任を負うときは、その責任の割合に応じて市が指定管理者に対して求償することがあり得るほか、民法上の損害賠償責任を指定管理者が負うことも想定されるため、協議会にあっては、損害賠償に係るリスク管理として、賠償責任保険に加入するなど、所要の対策を取られることを検討されたい。

オ 津市一身田寺内町の館（所管部局：教育委員会事務局生涯学習課）
指定管理の概要及び指摘事項は、次のとおりである。

(ア) 指定管理の概要（注）

施設の名 称	津市一身田寺内町の館
施設の設置目的	一身田寺内町における地域固有の歴史、文化等の紹介、案内等を通じて、地域の文化財の保護、保存及び活用を図るとともに、住民による積極的な交流の場として供し、地域社会の健全な発展の促進及び住民福祉の増進を図る
指 定 管 理 者	一身田寺内町の館運営委員会
主 な 指 定 管 理 業 務 の 内 容	寺内町の館の使用の許可及び施設、設備器具等の維持管理に関する業務

（注）指定管理の概要は、所管部局が提出した監査資料等を参考にまとめたものである。

(イ) 指摘事項

公共的団体等が津市一身田寺内町の館内会議施設を使用する場合の利用料金について、一身田寺内町の館運営委員会は、利用料金減免申請書の提出を受けずに、その利用料金を免除していたが、津市一身田寺内町の館の設置及び管理に関する条例第17条において、公共的団体等が使用する場合で、特に必要があると認めるとき

は、利用料金を減額し、又は免除することができる旨が定められている趣旨を踏まえ、減免の対象となる公共的団体等が当該施設の使用許可を申請する際には、利用料金減免申請書の提出を求め、「使用目的」及び「減免申請の理由」欄の具体的な記載内容によって、減額又は免除の可否を判断するよう是正されたい。

第6 監査意見

本市の出資団体である久居都市開発株式会社は、近年、ポルタひさいのテナントが相次いで退去したことにより、第21期（平成24年4月1日～平成25年3月31日）で当期損失を計上すれば、2期連続で欠損を生じることになり、金融機関は債務全額の返済を同社に対して求めることができる。その場合、同社は返済能力がなく経営は破綻し、損害担保契約により、市は同社の債務約7億2,900万円の肩代わりを求められる事態となる。このことから、市の対応として、久居駅東側周辺地区及び久居庁舎の整備との関連を踏まえ、財政負担の問題も考慮しつつ、ポルタひさいを取得し、行政機能として活用する方向で種々検討されているところであるが、早期に最善の結論が得られるよう望むものである。